

実質的支配者確認シート

資本多数決法人
株式会社、有限会社

議決権の50%超を保有する方がいる。
または、議決権の50%超を間接的に
保有する方がいる。

はい

いいえ

議決権の25%超を保有する方がい
る。
または、議決権の25%超を間接的に
保有する方がいる。

はい

いいえ

出資・融資・取引その他の関係を通
じて事業活動に支配的な影響力を有
すると認められる方がいる。

はい

いいえ

資本多数決法人以外
合名会社、合資会社、合同会社

貴社の事業収益・事業財産の50%を超え
る配当・分配を受ける権利を有する方
がいる。

はい

いいえ

貴社の事業収益・事業財産の25%を超え
る配当等を受ける権利を有する方がいる。
もしくは、出資・融資・取引その他の関係を通
じて事業活動に支配的な影響力を有す
ると認められる方がいる。

はい

いいえ

実質的支配者ケース①

① 該当の方のみを貴社の実質的支配者として記載してください。但し、病気等により、貴社を実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務の執行を行うことのできない個人の方は実施的支配者に該当しません。

実質的支配者ケース②

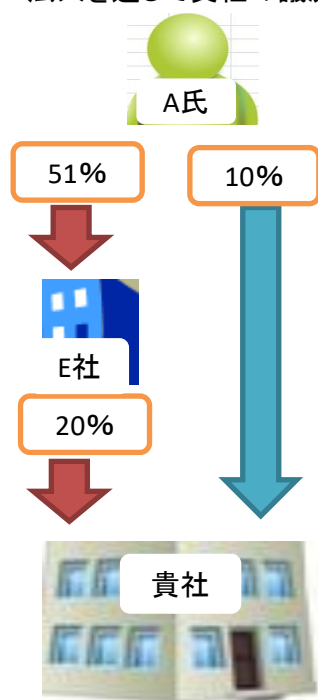
② 該当する方が複数いる場合、該当する全員を貴社の実質的支配者として記載してください。但し、病気等により、貴社を実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務の執行を行うことのできない個人の方は実施的支配者に該当しません。

実質的支配者ケース③

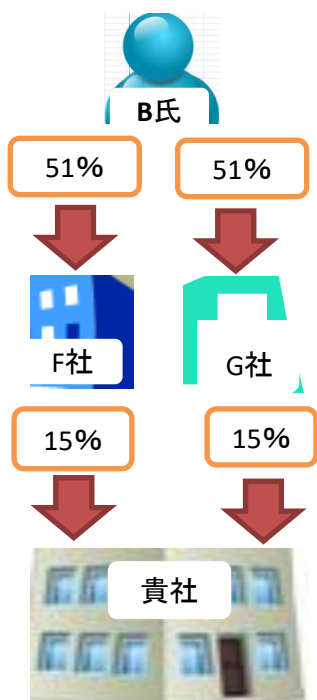
③ 法人を代表し、その業務を執行する個人の方を実質的支配者として記載してください。
(代表取締役、理事等)

- 「取引責任者届出書 兼 実質的支配者に関する申告書」に該当する実質的支配者該当ケース番号を記載してください。
- 実質的支配者は個人となりますが、国、地方公共団体、上場企業とその子会社は個人とみなします。
- 実質的支配者が外国PEPsに該当する場合は「取引責任者届出書 兼 実質的支配者に関する申告書」に詳細を記載ください。
- * **外国PEPsとは**・・・
 1. 外国の元首および外国政府等で重要な地位を占める者
 2. 過去1であった者
 3. 1および2の家族(配偶者(事実上婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母)

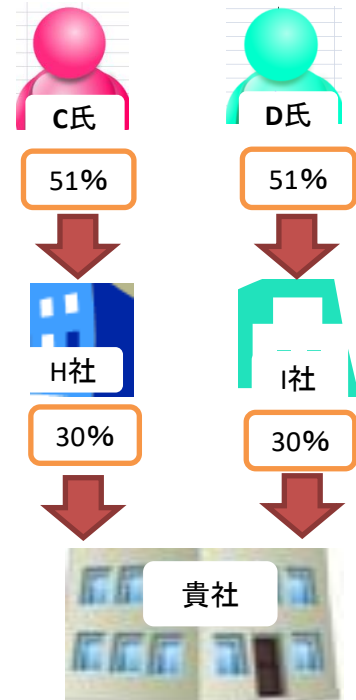
●間接的に保有する実質的支配者とは
 貴社の議決権を保有する法人がある場合、その法人の過半数の議決権を保有する個人は、法人を通じて貴社の議決権も保有しているとみなします。



A氏は直接貴社の議決権の10%を保有している他、議決権の51%を保有するE社を通じて間接的に20%を保有しているため、合わせて25%超の議決権を保有する実質的支配者に該当します。



B氏は議決権の51%を保有するF社とG社を通じて間接的に30%を保有しているため、合わせて25%超の議決権を保有する実質的支配者に該当します。



C氏とD氏はそれぞれ議決権の51%を保有するH社とI社を通じて間接的に貴社の議決権の25%超を保有しているため、二人共実質的支配者に該当します。